

等につきましては、大量の降灰によりまして、私ども被覆施設というふうにはビニールハウスを呼んでございますが、その被覆資材、これはビニールでございます、その劣化が著しく営農に大きく支障を来している場合は、地域の実情や営農体系を勘案しまして被覆資材の更新を支援するということを既にやっております。

したがいまして、これは一定の条件がございます、例えばビニールハウスにつきましては、当該施設の被覆資材の光線透過率、これがおおむね七〇%を下回るもの、あるいは火山活動による噴石等で破損したことが明らかに認められるものなどを対象にその更新に対する費用を支援しているところでございまして、今回の阿蘇山の噴火による降灰におきまして、同様の状況が確認でき、今後、関係県がその計画に被覆施設あるいは土壌改良、こういったものを位置付けることとなれば国としても適切に対応してまいりたい、このように考えております。

仁比聡平君 ありがとうございます。
終わります。

田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無所属の田中茂です。

早速質問させていただきます。

まず第一に、東洋ゴム工業の不良免震ゴム問題について質問させていただきます。

国交省の発表によれば、東洋ゴムの不適合免震ゴムを使用した建物は全国で五十五棟にもなりまして。その中には、南海トラフ地震が起きたときに高知県の司令塔になる県本庁舎、そして高知東署及び安芸市の総合庁舎、さらに、神奈川の芸術劇場や消防庁舎等、災害で避難場所にもなる可能性がある公共施設も多く含まれております。

これらについて、三月の二十六日、つい最近なんです、国交省は震度五強程度の地震でも十分な耐震性があるとする見解を発表し、うち十七棟について震度六強、七程度の地震で試算して耐震性が確認できたとしております。しかし、翌二十七日、東洋ゴム工業は新たにほかの製品でも偽装が疑われるということで百九十五棟の調査を行うと発表いたしました。

国交省は、既に大臣認定を受けている全ての免震ゴムについて実態調査をすると発表しましたが、性能評価に当たって提出した試験の記録調査や担当者への聴取を含めたものは自社調査として企業任せにしております。

東洋ゴムの性能評価は国交省が認可している指定性能評価機関の日本免震構造協会が行いましたが、この審査は書類だけであり、単純なミスやデータ不足は指摘できても偽装は見抜けないと言われております。つまり、申請に技術的な根拠がなくともデータなどがそろっていれば認定され、満

たすべき基準性能の細部を国が定めているわけではなく、あくまでメーカーの自主的な申告なわけです。

東洋ゴム工業は、偽装を知ってから国交省へ届け出るまで一年も費やし、その間に偽装と知りながら十二棟の建物に製品を納入しております。これは極めて悪質な行為と言えます。不適合免震ゴムの存在は十年間も知られず、内部告発で初めて発覚し、国交省は東洋ゴム工業からの報告があるまで事実を知らなかったわけであります。新たに分かった百九十五棟についても同様であります。今回の耐震性調査も、企業の報告を受け、それで確認できたとしております。

そこで質問なんです、ほかのメーカーに対しても実態調査を命じておられますが、これも各企業任せであると聞いております。監督官庁としては余りにも安易ではないかと考えざるを得ません。そこで、現行の大臣認定の在り方、とりわけ災害防止の安全、安心に関わる極めて重要な、重大な機能チェックにおいて、言わば自己申告と言える審査方法にされたいきさつをお聞かせいただけませんかでしょうか。

政府参考人(杉藤崇君) お答え申し上げます。免震材料の大臣認定の申請に当たっては、御指摘のとおり、あらかじめ指定性能評価機関において、申請しようとする免震材料が所定の技術的基

準に適合するかどうかについて、学識経験者等による性能評価を受けることというふうにされております。

このような仕組みにしていました理由でございますが、従来から、指定性能評価機関における性能評価に当たっては、新技術の開発や民間の創意工夫を阻害しないようにということで自社試験データも認めてまいったところでございます。今回改ざんが明らかとなった免震材料につきましても、性能評価を受ける際に申請者から提出された試験データが正しいという前提の下、書面やヒアリングで審査がなされていたものということでございます。

田中茂君 言わば性善説というか、そういうことで自己申告制を取られたのかもしれませんが、事国民の安全、安心に関わる検査であります。その辺はよくお考えになっていただきたいと思っておりますが、まさに大臣もおっしゃっているのが、これまで大臣認定は試験データは正しいという前提でやってきた、国がどういう形でチェックするか工夫しなければいけないと、そのようにおっしゃっていらつしゃいます。内容は国民の生命、財産に関わることであり、危急の課題であると思っております。

そこで、次の質問なんです、東洋ゴム工業の偽装問題は二〇〇七年の断熱パネルの試験データ

偽装に次いで二度目であります。技術的審査は国土交通省管轄の指定性能評価機関が実行し、建築関係の認定申請は年間約四千件にも上ると、そのように聞いておりますし、国交省ではとても審査ができないことは私自身も理解します。が、今後のチェック方法、また大臣認定の在り方について具体的にお答えいただけませんかでしょうか。

政府参考人(杉藤崇君) まず、今後の再発防止策の大前提として、不正事案の原因究明ということが非常に大事だというふうに考えてござい

ます。御指摘のとおり、今回の改ざんについて、東洋ゴム工業は、データの補正がブラックボックス化され、一人の担当者が改ざんし続けていたというふうに説明しております。これについて、同じ製品開発部門に複数職員がいるのになぜ見抜けなかったのか、品質保証部門においてなぜ見抜けなかったのかなどの様々な疑問がございます。

こついったものにつきまして東洋ゴム工業に対して原因を究明するよう強く求めているところでございますが、国土交通省といたしましても、このような原因究明をますますちりした上で、再発防止策等につきまして専門的な見地からも検討し、国交省に対して御提言をいただくために、学識経験者から成る免震材料に関する第三者委員会を設置することにいたしました。今週四月三日に第一

回委員会を開催することとしてございます。

ちょっと現時点で具体的に、どついつ見直しと
いうことまでは現時点で申し上げられませんが、
とも、この第三者委員会における提言も踏まえて、
他に類似の事案が生じるおそれがないかを要因ご
とに分析し、御指摘の認定制度の問題も含め、要
因ごとに必要な再発防止策を検討してまいりたい
と考えております。

田中茂君 二次災害になる可能性もあります。

国民の安心、安全に関わる検査には徹底した見直
しを行っていただき、国民が不安に陥ることがな
いように信頼できる仕組みを早急につくっていた
だくよう、私から強く要望しておきます。

次に、津波避難タワーについて質問させていた
だきます。

全国の自治体で津波に備えた簡易な鉄骨タワー、
手軽なのは鉄骨造りで五メートル程度の高さだと
一千万ほどでできるといいますが、かなり全
国に建設されております。高層ビルや高台が少な
い地域では、人工の高台として国もこれを推奨し、
各地域、沿岸部自治体で実情に応じて設置されて
おりますが、多くは住宅地に近い浸水想定域内に
設置することが計画されております。

そこで、質問なんです、この設置に関して明
確な国の安全基準がないと聞いております。した
がって、不適合免震ゴムと同じようなことがない

とも限りません。安全基準については検討中との
ことですが、現在どうなっているのか、お聞かせ
ください。

政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

津波からの避難のために、基本は高台に避難し
ていただくことですが、それが間に合わない
場合に津波避難ビルあるいは津波避難タワーと
いうことの整備というものも有効であるといふ
うに考えております。

この津波避難ビルあるいは避難タワーにつきま
しては、スマトラ沖地震を踏まえまして、平成十
七年に津波避難ビル等に係るガイドラインとい
うものを定めておりまして、そこでどういった考
え方で設置するか、その場合の構造面、特に津波は
エネルギーを持っていきますので、それに対してど
う耐え得るかとか、高さはどういふふうに設定す
るかというふうなことも定めております。

ただ、その際に定められたものに対して、
平成二十三年の東日本大震災の教訓を踏まえます
と、更に見直す点もあるということで、国土交通
省の方から、設計外力の方ですけども、津波に
対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追
加的知見というものを定めていただきまして、そ
れを都道府県に通知し、それを基に津波避難ビル
等の設計等が行われているといふふうに承知して
おります。

田中茂君 やはり安全基準というものがないと
かなり不安に感じる国民の皆さんいると思いま
すので、その辺は、ガイドラインを作っているとい
うことは以前お聞きしておるんですが、安全基準
は明確に作っていただきたいと、そのように思っ
ております。

また、近い将来予測されている南海トラフ地震
では、最も高い波は三十四メートルと想定されて
おります。タワーの強度や高さなど、数多くある
津波避難タワーの実態及びその安全チェック体制
がいかになっているのか、お聞かせいただかせ
んでしょうか。

政府参考人(日原洋文君) お答えいたします。

今後の津波対策の検討を目的といたしまして全
国の市町村を対象としたアンケート調査を実施し
ておりまして、平成二十六年に実施した調査によ
りますと、全国の十三の道府県で百三十四の津波
避難タワーが整備されているという結果をいた
だいております。

津波避難タワーの整備に当たりましては、先
ほど申しましたガイドラインあるいは追加的知見を
基に、市町村等におきまして、設置場所や避難ス
ペースの高さ、構造耐力上の安全性の確認をして
いるといふふうに承知しております。

田中茂君 避難タワーは上り下り、階段とか、
スロープもあると思うんですけども、障害者と

が高齢者の方には大変じゃないかなと思うんです。その辺も考慮して、今後どういふふうに改良されていくのか、検討していただきたいと、そう思っております。

さらに、群馬大学の災害工学研究室の片田敏孝教授、御承知のように、片田教授は津波でんでんこを子供たちに八年間教え続け、東日本大震災では釜石の出来事を生んだことでも有名なことであります。その片田教授によるシミュレーションによれば、避難タワーは耐久性、高さ共に安全性に限界があるが、場所によっては住宅地に近いため誘導効果を持ちやすく、想定以上の津波が来た場合、相当の犠牲者を生む危険性もあると。そういう報告があります。

この片田教授の見解について大臣の御見解をお聞かせください。

国務大臣（山谷えり子君） 群馬大学片田教授によるシミュレーションでは、津波避難タワーが設置された場合、住民等は津波避難タワーに向かって避難するため、津波避難タワーを設置せずに住民等が高台へ避難する場合に比べて被害が大きくなるケースもあり、津波避難タワーの効果には限界があるとの内容になっていることは承知しております。

内閣府において作成した津波避難ビル等に係るガイドラインでは、津波からの避難は高台避難が

大原則であるということに記載するとともに、津波避難ビル、津波避難タワーは、地形的な条件等により避難地の確保が困難な地域に対し、やむを得ず適用される一時的、緊急的な避難施設として記載をしております。その上で、津波避難タワー等の配置については、津波から遠ざかる方向へ避難する場合のみを対象として検討するよう記載されております。

したがいまして、住民等に対しては、近くに高台がなく津波の到達までの時間も僅かな場合など、やむなく津波避難タワー等へ避難しなければならぬときには、海から遠ざかる方向にある津波避難ビル等へ避難すべきであるということを知していくことが非常に重要です。

内閣府としましては、避難困難地域における津波避難タワーの整備を促進するとともに、これらの津波避難における留意事項の周知等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

田中茂君 ちなみに、地震学者の石田瑞穂さんですが、彼女がおっしゃっているのは、津波タワーのような逃げるためだけの構造物を造り続けるのは現実的ではない、逃げる拠点として最適なものは歩いていける距離にある小学校と述べられております。小学校を数十年ごとに強化し、公共の場としての使用を推奨されてもおられます。

このように、あらゆることを想定して、何が一

番大事かという国民の安全、安心であります。それを第一義としてあらゆる想定を考えていただきたいと思っております。

次に、東京大学の技術研究所の津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討、その中間報告について質問させていただきます。

これも先ほどの避難タワーにも関与してくるんですが、国交省の委託により東大技術研究所は津波危険地域における建築基準等の整備に資する検討を行って、その中間報告によれば、東日本大震災において実際に利用された津波避難ビルの被害調査で、想定浸水に相当する階の一階上までは被害は受けたが、二階以上は安全でしたと、この事実から、避難スペースの配置を検討する際には、想定浸水の深さに相当する階の更に二階以上に設ければ安全であるとしております。また、津波避難ビルを有効な避難施設とするには、より安全な場所との位置関係、そこへの移動経路、先ほど大臣もちょっとおっしゃっていましたが、移動経路も含めて津波避難ビルの役割と限界が周知されることが重要で、これが津波避難計画に位置付けられることが必要だと考えます。

東日本大震災では、津波避難ビルに想定以上に避難者が長く滞在することとなりました。この提言は極めて重く思いますが、その後の避難ビル及び津波タワーの建設に反映されているのか、お

聞かせたいと思います。

政府参考人（日原洋文君） お答えいたします。東京大学等において行われました調査におきまして、浸水階の二階以上ならばほとんど被害を受けていないとの報告があったというふうに承知しております。

元々のガイドラインにおきましては、浸水深に耐える高さについて個別に検討するようなかなか面倒くさい計算をすることになっておつたんですけれども、実際の実態を見ると浸水階の二階以上ならば被害を受けていないということが分かりましたので、そういった方で計算すれば安全側である、大丈夫であるということを通じて、簡易な方法による津波避難タワーの建設、設計というものを認めるようにしたところでございます。

また、配置につきましては、先ほど大臣からお答えさせていただきましたとおり、きちんとその趣旨を周知することが大事だというふうに考えております。

田中茂君 今おっしゃったとおり、確かに、まず安全な高台や高い建物を目指す、避難経路を明確にする、避難タワーはその途中で補完的に行うことであるというのを周知徹底すべきだと、そのように思っておりますので、是非その点はやっていただきたいと思います。

次に、大臣の所信表明について質問させていた

だきます。

大臣は所信表明の中で、津波から人命を守るためには住民の迅速な避難を促進するソフト対策が重要であり、津波防災訓練を実施するなどにより、津波防災の国民運動を全国に展開してまいりますと述べられました。私もまさにそのとおりだと思っております。東日本大震災の際の釜石市の鶴住居地区防災センター、あのような悲劇がもう二度とあつてはならないと、私もそう思っております。

そこで、避難訓練は、様々な状況を設定して、詳細な情報を徹底周知し、何度も繰り返し行う必要があると思います。前の質問でも話しましたが、津波でんでんこを徹底して教えることで多くの子供たちが助かりました。国民一人一人に参加してもらおう運動も結構ですが、現実的には大変だと思っております。各地区のまとめ役の人たち、若しくは、いなければ地区ごとで誰かを選任し、その方たちに対する危機意識を教え、行動訓練などが有効かとも思います。その内容を地区に持ち帰り、実際に訓練を行うとか、そういうこともあり得ると思っております。

そこでお伺いいたしますが、津波防災の国民運動を全国に展開していくと大臣はおっしゃいましたが、具体的に訓練などの内容について教えていただけないでしょうか。

国務大臣（山谷えり子君） 南海トラフ地震の

被害想定では最大で約二十三万人もの津波による死者数が試算されていますが、住民一人一人の迅速かつ主体的な避難行動により、津波避難タワー等のハード対策の効果と併せ、死者数は約二割に減少します。こうした適切な避難行動を住民に取っていただくためには、実際に行動に移してみるなどの体験的訓練を重ねることで、一人一人が取るべき行動を体に刻み込むということが大変に重要だと考えております。

こうした認識の下、平成二十六年度には、十一月五日の津波防災の日を中心に、内閣府と関係地方公共団体で全国八か所において住民参加の避難訓練を実施するとともに、内閣府の呼びかけに合わせた約三百団体の地方公共団体、民間企業等が津波避難訓練や安否確認訓練等の訓練を実施し、約八十万の方々が参加いたしました。平成二十七年年度におきましても、内閣府と関係地方公共団体で全国十か所において住民参加の地震・津波防災訓練を実施するとともに、昨年同様、地方公共団体、民間企業等の訓練実施を促してまいります。さらに、啓発ポスター、ピンバッジの作成配布、日本郵便株式会社による記念切手の発行等も行います。

今後とも、様々な機会を通じて多様な主体に津波防災訓練の重要性を訴えていくことで、津波防災の国民運動を全国で展開してまいりたいと考え

ております。

田中茂君 大臣、詳細な説明ありがとうございます。

時間が来ましたので、私の質問はこれで終わりにします。

委員長（秋野公造君） 本日の調査はこの程度にとどめます。

委員長（秋野公造君） 次に、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院災害対策特別委員長梶山弘志君から趣旨説明を聴取いたします。梶山衆議院災害対策特別委員長。

衆議院議員（梶山弘志君） ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、昭和五十五年五月に災害対策特別委員会提出による五年間の時限立法として制定されたものであり、これまで五年ごとにその有効期限を延長してまいりました。

この間、発生の切迫性及び被害の甚大性が懸念される東海地震に備え、本法律に基づき、地震防